

令和2年6月市議会定例会 財 務 部 議案説明資料

目 次

【予算案件】

- | | | |
|---|-------------------------------------|----|
| 1 | 令和2年6月補正 歳出予算（案）総括表 | 1頁 |
| 2 | 新型コロナウイルス感染症対策基金の積み立て
について | 2頁 |
| 3 | 税収納システムの改修について | 3頁 |

【条例案件】

- | | | |
|---|------------------------------|----|
| 4 | 富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件 | 4頁 |
|---|------------------------------|----|

1 令和2年6月補正 歳出予算（案）総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額 A	補正額 B	補正後の額 A + B
財務部 合計	31,169,245	1,744	31,170,989
(款2) 総務費	2,659,565	1,744	2,661,309
(項1) 総務管理費	1,155,923		1,155,923
(項3) 徴税費	1,503,642	1,744	1,505,386
(款4) 衛生費	148,239		148,239
(項2) 環境衛生費	148,239		148,239
(款8) 土木費	6,663,760		6,663,760
(項5) 都市計画費	6,663,760		6,663,760
(款12) 公債費	21,597,681		21,597,681
(項1) 公債費	21,597,681		21,597,681
(款13) 予備費	100,000		100,000
(項1) 予備費	100,000		100,000

【新型コロナウイルス感染症対策基金費】

2 新型コロナウイルス感染症対策基金の積立について

[納税課]

(1) 補正額 1,051千円

財源内訳	寄附金	1,051千円
		(寄附件数 59件)

(2) 補正の目的

ふるさと納税で、新型コロナウイルス感染症対策事業や医療従事者等への支援として寄せられた寄附金を、新型コロナウイルス感染症対策基金に積み立てるもの。

【賦課徴収事務費】

3 税収納システムの改修について

[納税課]

(1) 補正額 693千円

〔 財源内訳 一般財源 693千円 〕

(2) 補正の目的

令和2年度税制改正に伴い、還付加算金等についてその割合が引き下げられたことから、税収納システムを改修するもの。

4 富山市市税条例等の一部を改正する条例制定の件

[納 税 課]

1 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の手続きに関する規定の整備

徴収猶予の申請手続きにおいて、申請書を提出した者に対し、当該申請書の訂正を求める場合、その提出期間を条例で定めており、本市では20日としている。

新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の申請手続きにおいても、これを準用し、当該申請書の訂正を求める場合の提出期間を20日とするもの。

(条例附則第52条関係)

(2) 個人市民税の非課税対象者の見直し

婚姻の有無や性別に関わらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者を「ひとり親」とし、前年の合計所得金額が135万円以下である場合、個人市民税の非課税対象者とするもの。

適用時期：令和3年度分以降の個人市民税に適用

(条例第16条関係)

(3) 固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる規定の追加

一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者を所有者とみなして、その者に固定資産税を課することができることを定める。

適用時期：令和3年度分以降の固定資産税に適用

(条例第61条関係)

(4) 軽量な葉巻たばこの課税方式の変更

葉巻たばこは、重量に比例する課税方式としているが、1本の重量が1グラム未満の葉巻たばこについては、紙巻きたばこと同様の本数課税に変更するもの。

なお、経過措置として、令和2年10月から令和3年9月までの1年間は、「0.7グラム未満の葉巻たばこ」に限り「0.7本の紙巻たばこ」とみなして課税する。

区分		課税方式	
		現行	改正後
紙巻たばこ		本数課税	本数課税
葉巻たばこ	1グラム未満	重量比例課税	⇒ 本数課税
	1グラム以上		重量比例課税

適用時期：令和2年10月1日より適用（経過措置分）

令和3年10月1日より適用

(条例第104条関係)

(5) 延滞金の割合に係る変更

現在、延滞金の割合は、特例基準割合をもとに決定している。令和2年度税制改正に伴い、この「特例基準割合」の名称を「延滞金特例基準割合」に変更する。

また、法人市民税の納期限延長に係る延滞金の割合については引き下げ、下表の太枠内のおりとする。

	改正前	改正後	(参考) 令和2年分
延滞金	特例基準割合 (平均貸付割合+1%) +7.3%	延滞金特例基準割合 (平均貸付割合+1%) +7.3%	年8.9%
1か月以内	特例基準割合 (平均貸付割合+1%) +1%	延滞金特例基準割合 (平均貸付割合+1%) +1%	年2.6%
法人市民税の 納期限延長	特例基準割合 (平均貸付割合+1%)	平均貸付割合+0.5%	年1.6%

※特例基準割合とは、

平均貸付割合【各年の前々年の9月～前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の月平均値】に年1%の割合を加算した割合をいう。

適用時期：令和3年1月1日より適用

(条例附則第10条関係)

(6) その他規定の整備

3 施行期日

公布の日。ただし、(4)は令和2年10月1日、令和3年10月1日

(2)及び(5)は令和3年1月1日